

が残らないようにするための方策、これも重要な要素ではないかと思うんですが、この点について大臣のお考えをお聞かせください。

○吉野国務大臣 災害公営住宅や高台移転については、事業主体である自治体において、被災者の住まいに関する意向を丁寧に把握し、計画戸数を決定しており、十分な戸数が整備をされております。

また、各自治体においては、応急仮設住宅に入居されている方々に対し、災害公営住宅への入居、自力による持家の再建、民間の賃貸住宅の物件探しなど、恒久住宅の確保に向け、各世帯の再建方針を把握し、住宅再建のための支援を行っております。

復興庁としても、各市町における住まいの再建が進むよう、住宅・生活再建支援の相談活動に取り組む自治体への支援を行っているところです。建築士や弁護士など、こういう専門家も相談業務に乗ってもらっております。

以上です。

○階委員 大臣も、この住宅再建に関する高台移転とか災害公営住宅の事業が完了したがらといって、それは必要条件でなければ、それだけで避難者ゼロにする必要十分条件にはならないということは御認識いただいていると思うんですね。

そこで、必要十分条件にするために私どもの方から提案したいのが、被災者生活再建支援制度の見直しということであります。

私も何度も取り上げさせていただいておりますけれども、資料の三ページをごらんになつてください。資料の三ページには、岩手県、宮城県の住宅の工事算価とすること最近の数字を出しております。現在、震災前と比べてどれくらい上がったかというところで、幾つか数字があるんですけれども、大まかに言うと二〇%ぐらい上がっているということです。つまり、一千万の家を建てようと思えば二百万円かかり増しになつていて、つまり、二百万円というのはどういう数字かと

いいますと、被災者生活再建支援金で、住宅再建をした場合に加算支援金というのが得られます。これが二百万円です。値上がり分で二百万円の加算金が全部消えてしまうということは、このお金でもらつても実質的な補助にはならない。すなわち、この二二百万円もらえるからといって、家を建てようという気にはなかなかならないんじゃないのか。

そのことから、私たちは、せめてこの二二百万円のかかり増し分ぐらいは加算支援金を上乗せする、つまり、トータルでいいますと、現行三百万円の被災者生活再建支援金の上限額を二二百万円に乘せて五百万にしたらどうか、こういう提言がまず一つあります。

それからもう一つは、現行制度の問題点として、大規模半壊以上しか支援金の対象にならない、こういうことで、半壊からもう住宅を再建した場合には支援金を出したらどうか、こんなことも常々申し上げてきました。

ちなみに、資料の四ページを見ていただきました、これは岩手県の町村会からの要望書、つい先日、七月十二日にいただいたものですけれども、真ん中あたりに「被災者の住宅再建が十分図られるよう、被災者生活再建支援金の増額」という話が出ています。私の地元の岩手日報でも、この話が六月十日ぐらいに出でていたと思います。それからもう一つ、見直しのボイント二つ目で挙げた、半壊以上も対象にすべきではないかということにつきまして、私は、平成二十八年の五月二十七日に河野担当大臣とやりとりをして、この件については、「さあささかな御意見を頂戴しながら検討していきたい」という答弁をいただいております。

そういうことも踏まえて、今現在どういった

見直しということであります。

私が何度も取り上げさせていただいているところでも、資料の三ページをごらんになつてください。資料の三ページには、岩手県、宮城県の住宅の工事算価とすること最近の数字を出しております。現在、震災前と比べてどれくらい上がったかというところで、幾つか数字があるんですけれども、大まかに言うと二〇%ぐらい上がっているということです。つまり、一千万の家を建てようと思えば二百万円かかり増しになつていて、つまり、二百万円というのはどういう数字かと

いいますと、被災者生活再建支援制度の拡充については、東日本大震災を始め過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国、地方の財政負担などを勘案する必要があるというふうに考えておられます。

なぜ見直しが進まないのか、この点について、大臣の御答弁をお願いします。

○吉野国務大臣 お答え申上げます。

日本大震災を始め過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国、地方の財政負担などを勘案する必要があるというふうに考えておられます。

○階委員 過去の災害の公平性などという言葉が重に検討すべきことが現段階での考え方でございます。

○階委員 内閣府の防災担当にも来ていただきて、この件について、私は、平成二十八年の五月二十七日に河野担当大臣とやりとりをして、この件については、「さあささかな御意見を頂戴しながら検討していきたい」という答弁をいただいております。

それからもう一つ、見直しのボイント二つ目で挙げた、半壊以上も対象にすべきではないかということにつきまして、私は、平成二十八年の五月二十七日に河野担当大臣とやりとりをして、この件については、「さあささかな御意見を頂戴しながら検討していきたい」という答弁をいただいております。

そういうことも踏まえて、今現在どういった見直し状況なのか、教えてください。

○米澤政府参考人 被災者生活再建支援制度の見直しにつきましては、たゞいま吉野大臣から御答弁をいただいたことに尽きるわけでござりますけれども、私どもいたしましては、平成十九年の法の改正に際しまして、法施行後四年を目途として制度の見直しを行なうという附帯決議を踏まえまして検討を進めてまいりましたところでございます。

御紹介をいただきました先般の検討会の中間取りまとめといたことで、一番下の方の三、四行ぐらいを見ていただると、「被災者生活再建支援の在り方については、被災者を取り巻く状況、ニーズが変化している中で、災害救助法の応急修繕と支援法との関係整理、「住まいの確保」等も含めた被災者に対する支援策はどうあるべきかなど

地方公共団体の意見も聞きつつ総合的な観点から、今後も引き続き検討を行なべきである」ということで、検討を行うべきだというものがこの検討会の中間取りまとめます。

これまでに基づきます各論点につきましては、例え保険の加入の促進ですか住まいの確保全体

といふ大きな視点での検討は引き続き進めながら、同一災害同一支援の観点での見直しにつきましては、引き続き予算編成過程の中で検討をして、いるところでございます。それに際しまして、全国知事会を始め各方面の御意見をお聞きしながら検討を進めてございます。

ただ、支援金の増額ですか対象を半壊以上とするといった制度の拡充につきましては、先ほどいは大規模半壊にとどまらず半壊以上を支援対象にすることについてはもう実行に移していくと思つております。

なぜ見直しが進まないのか、この点について、吉野大臣から御答弁がありましたように、公平性に対するということについてはもう実行に移していくと思つております。

なるいは国、地方との役割分担を踏まえながら慎重に検討すべきことが現段階での考え方でございます。

○吉野国務大臣 お答え申上げます。

日本大震災から御答弁がありましたように、公平性

いざというときに備えて 保険・共済に加入しよう

風水害・土砂災害や地震などの災害に対しては、保険や共済に加入するという事前の備えが重要です。既に加入している方も補償対象・内容が十分か見直してみましょう。

持家世帯の保険・共済の加入件数・割合（建物のみ）（内閣府試算）

火災補償に比べ、水災補償や地震補償の加入割合は、まだまだ低い状況にあります。

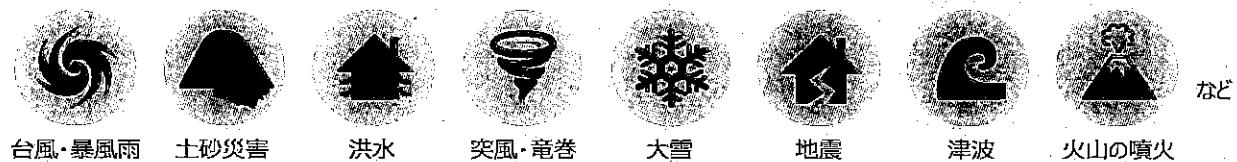
火災補償あり	水災補償あり	地震補償あり
2,880万件（82%）	2,307万件（66%）	1,732万件（49%）

※損害保険料率算出機構資料（2015年度末における全保険会社の建物（住宅）を対象とした火災保険保有契約を集計）及び日本共済協会資料（2015年度末におけるJA共済連、JF共済連、全労済、全国生協連の建物（住宅）を対象とした共済保有契約を集計。住宅のみのデータ抽出が困難などを除く）をもとに、内閣府試算

補償内容をご確認ください

保険・共済に加入することで、台風や暴風雨などによって発生した洪水、高潮、土砂崩れなどの風水害、地震、津波、火山噴火による、大切な住宅や家財への被害に備えることができます。これらの保険・共済には火災保険（共済）に上乗せで付帯するタイプのものや、基本的な補償に含まれるタイプのものなどがあり、補償の対象や内容は様々です。ご自宅の災害リスク（P5を参照）をしっかりと確認して、必要な補償を確保しましょう。

また、建物被害の程度にかかわらず、家財が大きく被害を受け再購入が必要になる場合もあることから、持ち家の場合は、建物の補償と家財の補償の双方で備えることが望ましいでしょう。



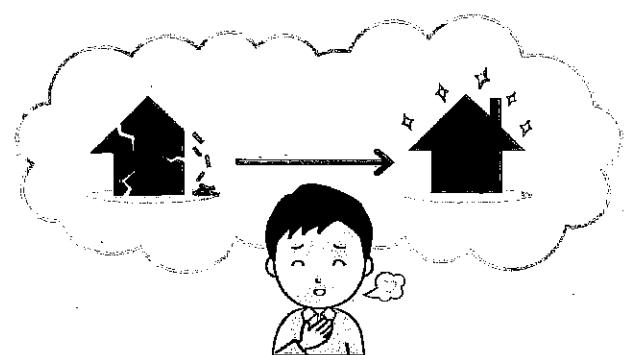
補償される範囲は、どの保険・共済に加入するかによって異なります

（詳しくは、各保険会社・共済団体に確認しましょう）

※共済については、原則、出資金を納めて組合員となることが利用の前提となるので、個々の共済団体にご確認ください。

例えば、一般的な火災保険では、地震、津波、火山の噴火は補償されませんので、それらに備えるためには、「地震保険」を付帯する必要があります。

また、マンションにお住まいの方は、管理組合などが共用部分の保険に加入しているか、確認してみましょう（保険・共済によっては、共用部分への補償を対象とした商品がない場合があります）。



同一災害・同一支援について

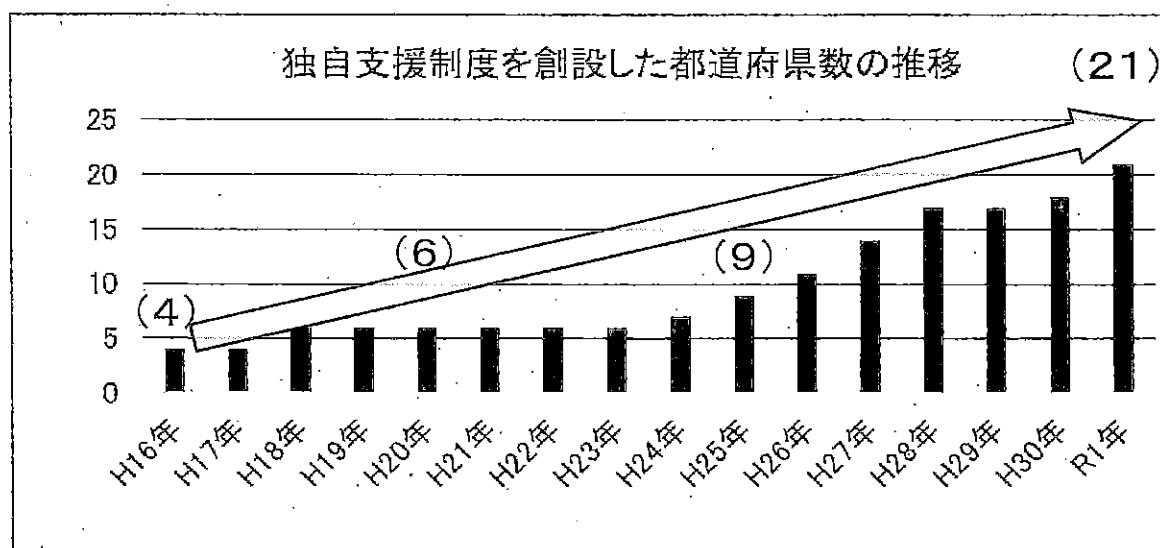
◆被災者生活再建支援金は、都道府県の相互扶助制度のため、一定規模以上の災害が対象

(1／2を国が補助。

1／2は基金で対応←起債100%、元利償還金の80%を普通交付税に算入)

◆いざれかの市町村で支援法の適用となる災害の場合、同災害で適用とならない市町村であっても、都道府県が条例で独自支援制度を創設すれば、1／2を特別交付税で措置

◆21府県(※)において、恒久制度として「全壊」世帯に最大300万円を支給する独自支援制度を創設済み



※21府県：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県（令和元年6月時点）

出典：内閣府作成資料

令和2年4月6日（月）衆議院 決算行政監視委員会 第1分科会 衆議院議員 隅 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

「住まいの復興給付金」事業費

令和元年度補正予算額 50億円【復興】

事業概要・目的

○ 制度の概要

東日本大震災で所有していた住宅が被災した方が、消費税率8%引上げ（2014年4月1日）以降に新たに住宅を建築・購入、または被災住宅を補修する場合に、消費増税が住宅再建の支障とならないよう、消費税率5%からの増税分を給付する措置。

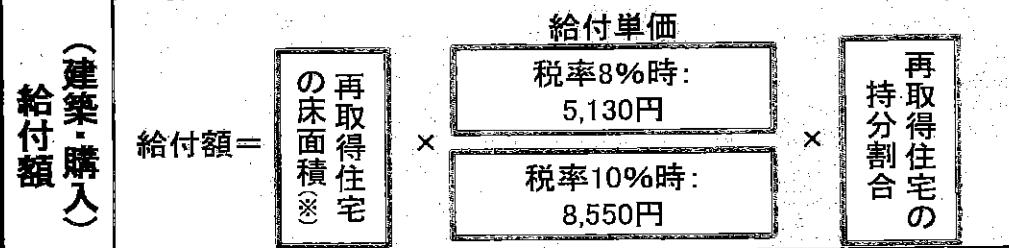
○ 対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、新たに建築・購入した住宅または補修した被災住宅のうち、2021年12月末までに引渡しを受けた住宅。
(2022年12月末が申請期限)

○ 給付の現状と見通し

制度開始当初（2013年度予算）に造成した250億円の基金を取り崩す形で事業を実施してきたところ、来年度中に基金を使い果たし、全体として約50億円の不足が生じる見込み。

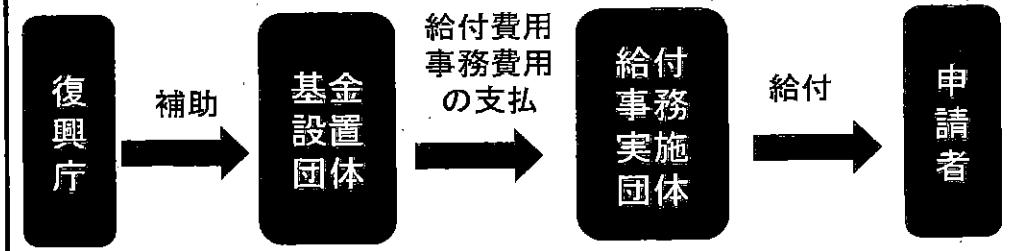
事業イメージ・具体例



(※)給付する床面積の上限は、175m²。175m²以上の場合は、175m²分を給付。

- 給付額（補修）
- ① 被災住宅の床面積に応じた給付単価をかけた額
 - ② 実際に支払った補修工事費のうち、消費増税分に相当する額のどちらか少ない方を給付。

資金の流れ



期待される効果

- 消費税率引上げの前後で、被災者間で生じる負担の不均衡を是正することにより、被災者の住宅再建への悪影響をなくすことが期待される。

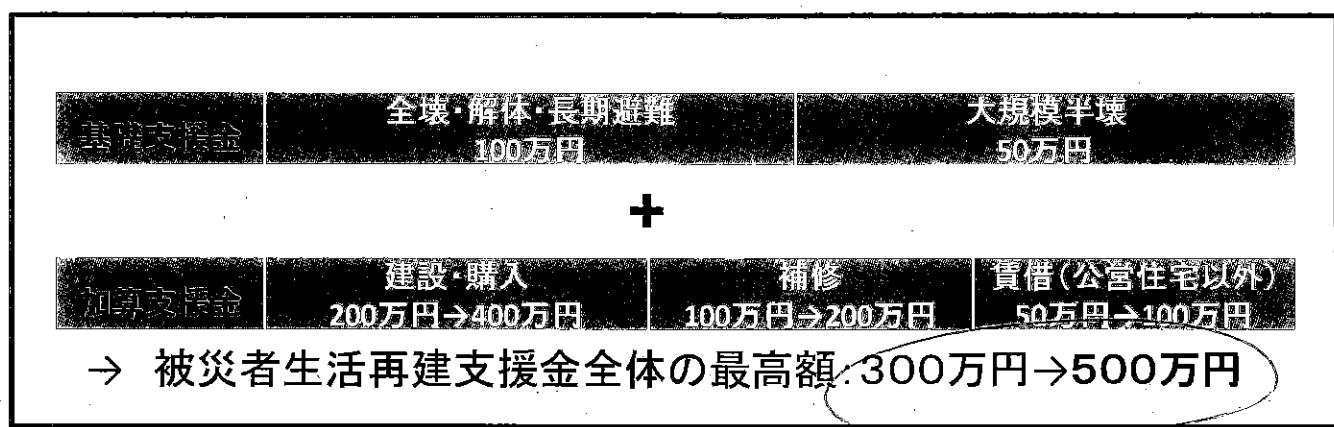
被災者生活再建支援法改正案 概要

法改正の趣旨

- ① 東日本大震災以降の建築資材の高騰等により被災地の復興の環境が厳しさを増す中、生活再建の呼び水として、被災者生活再建支援金を拡充。
- ② 被災者生活再建支援金の国庫補助率を引き上げることにより、被災自治体の負担を軽減。

第一 被災者生活再建支援金の額の引上げ

東日本大震災以降の災害の被災世帯(公布日以後に住宅の再建等を行った場合)に対する被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引上げ。



第二 国庫補助割合の引上げ

被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合: 2分の1→3分の2
※ 東日本大震災については、既に5分の4に引上げ済

第三 検討条項

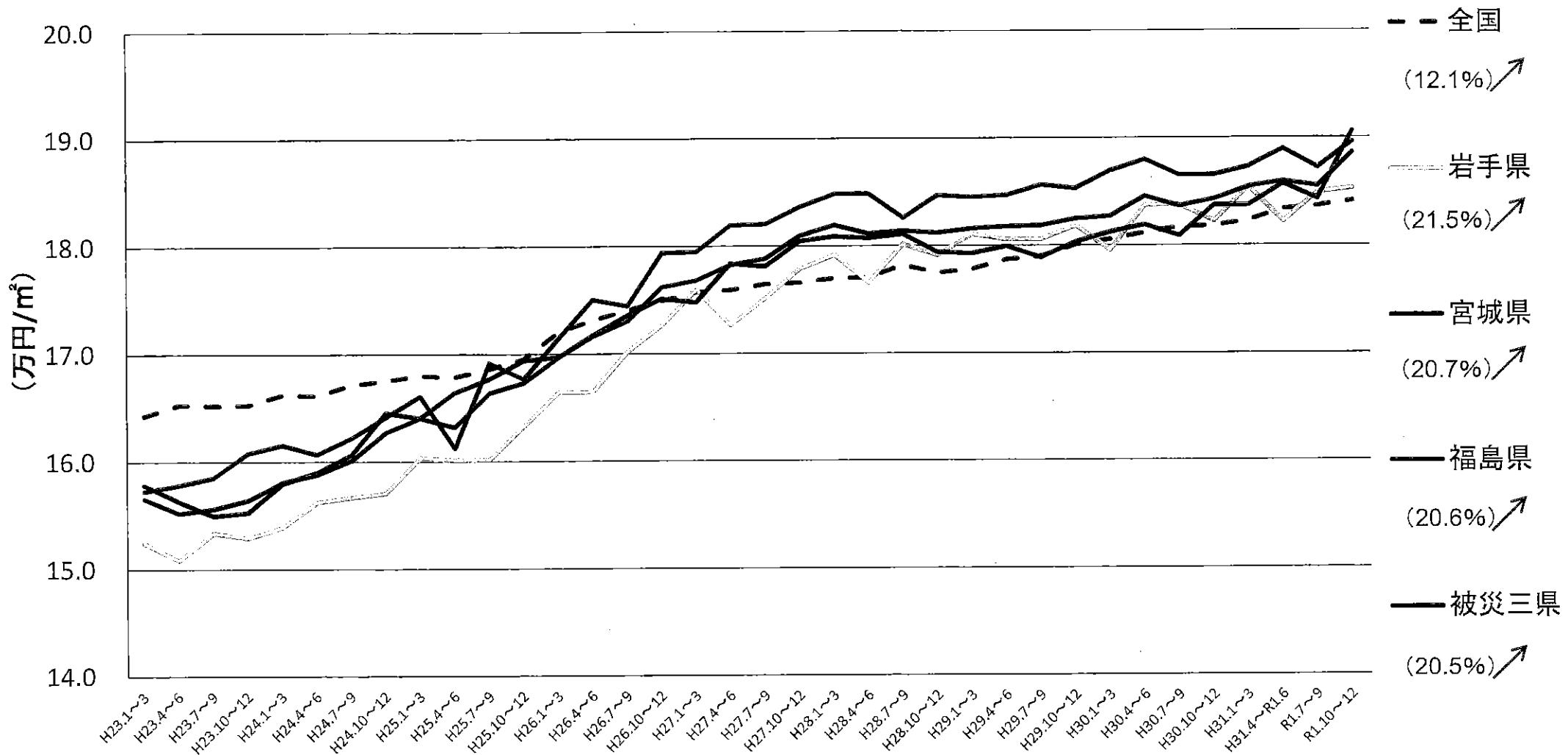
半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯の範囲について検討。

施行期日: 公布の日

出典: 衆議院法制局作成資料

震災以降のm²当たり工事費予定額推移(木造・戸建・持家)(3ヶ月平均)

m²あたり工事費予定額推移(木造・戸建・持家)(3か月平均)



出典：国土交通省作成資料

令和2年4月6日（月）衆議院 決算行政監視委員会 第1分科会 衆議院議員 隅 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

出典：住宅着工統計

主な調査結果

1 避難所開設期の避難所外避難者の把握・支援

【被災地での課題】

- 避難所外避難者の把握のための備え（名簿の更新、優先順位の設定）が不十分で、迅速に把握できなかつた例あり
- 避難所外避難者が物資や情報の提供を十分に受けられない状況あり

【地方公共団体での取組】

- 要配慮者情報を管理するシステムを運用して名簿の基になる情報を毎日更新している例、支援の優先度を付した名簿を整備している例あり
- 避難所外避難者に特化した支援拠点の整備や、避難所外避難者の支援のための訓練を実施している例あり

2 避難所閉鎖以降の被災者への支援

【被災地での課題】

- 被災者自身が支援制度の対象や申請手続の方法が理解できること等により、制度未利用の在宅被災者が存在
- 住まいの再建のほか、福祉・就労等複合的な課題を抱えている被災者が少なくない状況

【地方公共団体での取組】

- 制度の利用勧奨のためのアウトリーチにより利用実績が向上した例あり
- 県、被災市町村（防災、住宅、福祉等）、専門家等が連携して、住宅問題や生活面での課題が解決されていない世帯への支援を実施している例あり

3 住まい確保における制度上の課題

【制度】

- 住宅の応急修理は、「発災から1か月以内に修理完了」とされている（内閣府告示）
- 応急修理制度を利用した場合、応急仮設住宅への入居はできない（事務取扱要領）

【被災地での実態】

- 調査した全ての市町村で1か月以内に応急修理が完了せず、被災者や工事業者の混乱を招くものとなっている。制度創設時に比べて周辺環境も変化
- 応急修理期間の長期化や、想定どおり修理ができなかつことにより、被災者が壊れた自宅に住み続ける状況あり

今後に向けた取組

地方公共団体において、

- ① 発災直後の避難所外避難者のニーズを的確かつ迅速に把握するための方策の検討
- ② 物資や情報の提供についての、具体的な手順の検討や訓練の実施
- ③ 支援情報を適切かつ的確に情報提供するとともに、制度の未利用者等へのアウトリーチを早期の段階で実施
- ④ 災害時には被災者のニーズが多岐にわたることを想定し、関係機関が一体となった支援の実施

を進めることが重要と考えられる

勧告（内閣府）

- ① 一般基準により災害の発生から完了まで1か月以内とされている救助期間を見直すこと
- ② 応急修理制度の申込み後、修理完了までに長期間を要している被災者等損壊した自宅に居住し続ける者に対し、応急仮設住宅の供与を可能とすること

2

出典：総務省『災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－〈結果に基づく勧告〉』より抜粋

令和2年4月6日（月）衆議院 決算行政監視委員会 第1分科会 衆議院議員 隅 猛（立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム）

7